【解読文】

尾道町定めのこと

尾道町中定之事

月行事渡し申時、則年寄衆五人并に

十二組之衆算用を聞、うら判あるへき事

但、月行事衆他出いたし、或は煩共御座候共、

残衆としてきもいり可申候事

| 算用在之時、不罷出衆在之候ハヽ、銀拾匁出し

可申候、則御公儀入目二遣可申候

一屋地子之内かち・番匠・たゝミさし引残而

物成究可申候事

一御公役大分かゝり申時ハ、惣寄相にて調

可申候、若壱人も不罷出もの候ハヽ、くわたい

として銀弐拾目出し可申候事

一夜番かたく家なミにいたし可申候事

御公儀、御年寄衆より被仰出候儀、無由

断きもいり可仕事

一明屋敷付立、うら屋に居申候ものをよひ出し、

家つくらせ可申候事

右七ヶ条各衆儀にて相定申所如件

 元和弐年三月廿七日
 すミや
 同

 あまかさきや
 すミや
 同

 をか山や
 しふや
 急びすや

 をか山や
 しふや
 人蔵

 をか山や
 はつうり
 大はち

 いよや
 はつうり
 大はち

 世次
 大入
 大はち

 選大り郎
 大人
 古左衛門

 世次
 大入
 かかへ

 工郎へもん
 助九郎
 弥三右衛門

 いもしや
 しふー
 ひろしまや

 上記
 かなや
 みと衛門

 上を衛門
 かなや
 フ左衛門

 こんや
 すミや
 あかや

 こんや
 すミや
 あかや

 こんや
 すらや
 かめ川

 こんや
 すらや
 あかや

 こんや
 すらや
 かなや

 大大
 かなや
 フ左衛門

 かなや
 すらや
 かなや

 こんや
 すらや
 あかや

 こんや
 すらや
 あかをや

 こんや
 すらや
 かなや

 こんや
 カウミや
 かなや

 こんや
 カウミや
 カウミや

 こんや
 カウミや
 カウミや

 カウミや

泉屋庄右衛門・庄屋五郎兵衛書状

御下シ有間敷候、

以上

態此者進候、然者

加子五拾弐人御用ニ

付、昨日其元へ御

ふれ状被遣候由被仰

候間、色々御理り申

御座候ニ付爰元ニ而候へ者、加子御急用ニ

御やとい被成可被下

之由被仰侯間、川崎

喜大夫様へ御理り申、

飯米かり、加子五十

弐人分今日相渡し

申候、其元よりハ加子

御越被成間敷候、為

其此もの戻し申候、

加子賃銀急キ

しわくや五郎兵衛方へ

御越可被成候

昨日四日ニ無事ニ此

地へ参着申候、則

銀判銀二仕、今日

上ケ申分ニ御座候

御借銀七拾貫目

分ハ上ケ申様ニ出羽様

可被成候、恐惶謹言

左右衛門 (花押)いつミや

生やころに

少左衛門様かさおかや

十一月五日

五郎右衛門(花押)

しふやでおる。

市右衛門様しふや

加子賃・飯米代請取書

うけ取申銀子之事

合拾弐匁なり

右者 但馬守様御下向之時御迎ニ年寄衆

御出候時、三拾五石舟ニかこ八人のせ申候て、八月

六日ニいと崎まて参、いとさきよりもどり、

あふとまて参候て、七日之日戻り申候、二日分

舟かこちん、飯米共ニ請取申所如件

惣 七 (花押)

元わ五年八月七日

彦右衛門殿

与兵へ殿

清三郎殿

助九郎殿

久三郎殿

【読み下し文】

尾道町定めのこと

尾道町中定めの事

月行事渡し申す時、則ち年寄衆五人並びに

十二組の衆算用を聞き、裏判あるべき事

但し、月行事衆他出いたし、或いは煩いともござ候とも、

残り衆として肝煎(きもいり)申すべく候事

算用これある時、罷り出ざる衆これあり候らわば、銀十匁出し

申すべく候、則ち御公儀入り目に遣わし申すべく候

屋地子の内鍛冶・番匠・畳刺し引き残して

物成究め申すべく候事

御公役大分掛かり申す時ハ、惣寄相にて調(ととの)え

申すべく候、もし一人も罷り出ざる者候らわば、過怠(かたい)

として銀二十目出し申すべく候事

夜番堅く家並みにいたし申すべく候事

御公儀、御年寄衆より仰せ出され候儀、油

断なく肝煎(きもいり)仕るべき事

明き屋敷付け立て、裏屋に居り申し候者を呼び出し、

家作らせ申すべく候事

世次 源大郎 かな山 助九郎 仁右衛門 ゆひたや 四郎右衛門 しふ一 助四郎 はつうり たしまや 久左衛門 孫右衛門 助九郎 与左衛門 四郎右衛門 あかや 孫七郎 なかへ 大はち 吉左衛門 ま石衛門 馬をい 大名しまや かめ川 かはや 清右衛門 かなや 又左衛門 七郎右衛門いつミや助市 調心判

こ郎右衛門こ郎右衛門二郎右衛門

*** かさをかや がさをかや がさをかや 少左衛門判 いつこや こたまりまと

 司
 うのほや

 うつけや
 一郎右衛門

 うつほや
 少二郎

 かなや
 少二郎

 かなや
 一郎

 おいたり
 一郎

惣右衛門判

善右衛門

次郎兵衛

ボッス ボッス マンス ボッス マンス ボッス マンス ボッス マンス ボッス マンス ボッス ボッス マンス ボッス ギャッス 大るまや クション アンス ボッス 大るまや クション アンス ボッス 大るまや アンス ボッス 大るまや アンス ボッス 大るまや アンス ボッス 大るまや アンス ボッス でいるまや アンス ボッス でいる。 でい。 でいる。 でいる。

泉屋庄右衛門・庄屋五郎兵衛書状

お下しあるまじく候、 なおなお、そこもとよりの加子

わざわざこの者まいらせ候、然れば

触れ状遣わされ候由仰せられ **加子五十二人御用に** 付き、昨日そこもとへ御

候らえば、加子御急用に 候あいだ、色々おことわり申し

お雇いなられ下さるべき こざ候に付き、ここもとにて

の由仰せられ候あいだ、川崎

喜大夫様へおことわり申し、

飯米借り、加子五十

二人分今日相渡し

申し候、そこもとよりは加子

お越し成られまじく候、

そのためこの者戻し申し候、

加子賃銀急ぎ

塩飽屋五郎兵衛方へ

お越し成らるべく候

昨日四日に無事にこの

地へ参着申し候、則ち

銀判銀に仕り、今日

上げ申す分にござ候

御借銀七十貫目

分は上げ申すように出羽様

仰せられ候あいだ、そのお心得

成らるべく候、恐惶謹言

に右衛門 (花押)

少左衛門様かさおかや

十一月五日

皮や 五郎右衛門(花押)

彦右衛門様いつミや

市右衛門様

請取り申す銀子の事

右は但馬守様御下向の時お迎えに年寄衆(浅野長晟)合十二匁也

六日に糸崎迄参り、糸崎より戻り、(糸崎)(糸崎)お出で候時、三十五石舟に加子八人乗せ申し候て、八月

舟加子賃、飯米共に請取り申す所くだんの如し 阿伏兎迄参り候て、七日之日戻り申し候、二日分

元和五年八月七日 惣七(花押)

与兵へ殿

彦右衛門殿

清三郎殿

助九郎殿

久三郎殿